

八戸市農業委員会 8月総会議事録

日時：平成 29 年 8 月 10 日（木）午後 2 時 30 分
場所：八戸グランドホテル 翔鶴の間

農業委員数 19 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、
9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、
13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、
17 番 伏守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数 22 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、
5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、
13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

欠席した委員

なし

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、技師 深堀 成美、主事 折川 暁輝、技能技師 小笠原 衛

局長
 それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
 なお、推進委員の皆様は、議案の議決には参加できません。また、議案中、意見を述べることはできますが、農地利用の最適化に関する事で、かつ、担当地区に関する事のみ発言できることになっておりますが、詳細は本日の研修会でご説明いたしますので、今回の総会での発言は控えていただきますよう、お願いします。
 また、協議案件については自由に発言可能となります。

局長
 それでは、会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
 次第の裏面をご覧ください。
 唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

職代
 （八戸市農業委員会憲章唱和）

局長
 ありがとうございました。
 それでは、会長、職務代理者、よろしくお願いします。

会長
 本日が新体制に移行し、初めての総会です。41名の委員で新たなスタートを切ることとなりますので、よろしくお願いいたします。また、議事に際しまして、質問等がないときは、その旨を大きな声でお願いいたします。
 ただいまから議事に入ります。
 出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
 本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。
 なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1
 会長
 日程第1、議事録署名者の指名を行います。
 お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。
 （なしの声あり）

会長
 ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
 議事録署名者に、5番 釜石幸史朗委員、6番 内沢豊委員、両氏を指名いたします。

日程第2
 会長
 次に、日程第2、議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
 それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

谷地委員
 谷地から報告いたします。去る7月27日、午前中は現地調査、午後は市庁別館会議室Aにおいて、聞き取り調査を行ってまいりましたので報告いたします。

3条 27番

27番ですが、渡人の住所、氏名及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農です。申請地における貸付はありません。申請人における申請地の作付計画はねぎで、後継者として、息子がいるそうです。過去3年間における農地の取得・売却事例についてはありません。申請地周辺の状況ですが、通作距離は5km、農地集団化あり。耕作道あり。宅地化なし。受人の耕作地なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業で男1人。農機具保有状況ですが、トラクター1台、トラック1台、刈払機等の管理機7台を保有しています。

3条 28番

28番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地における貸付はありません。申請人における申請地の作付計画は、アスパラガスだそうです。後継者は、息子がおります。過去3年間における農地の取得・売却事例についてはありません。申請地周辺の状況ですが、通作距離は30m、農地集団化なし。耕作道あり。宅地化なし。受人の耕作地なし。休耕地・山林地なし。農業経験は50年。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人は田んぼを所有しており、貸付けをしておりますが、機械もないため、畑を拡大していくそうです。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女1人で、兼業者も男2人、女1人。農機具保有状況ですが、トラクター1台、トラック2台、管理機2台を保有しています。

3条 29番

29番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は姉弟です。態様別は、3年間の使用貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地における貸付はありません。申請人における申請地の作付計画は、カボチャだそうです。過去3年間における農地の取得・売却事例についてはありません。申請地周辺の状況ですが、通作距離は1.5km、農地集団化あり。耕作道あり。宅地化なし。受人の耕作地なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

中村委員

続きまして、中村から資料2ページ～3ページ、番号30番～33番まで報告いたします。

3条 30番

30番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地における貸付はありません。過去3年間における農地の取得・売却事例については、受人が平成29年3月に畑を取得しています。作付計画は、そばです。受人は65歳以上ですが、同居の息子がいるそうです。通作距離は4kmで、耕作道はありませんが、渡人は申請地に隣接した山林を所有しており、受人の通行が承諾されています。受人

の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラック、播種機、耕運機、草刈機を各1台保有しています。

3条 31 番

続きまして31番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、同一人です。態様別は、賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、ワイン用ぶどう、ブドウ苗木、ミニトマトです。過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、渡人は平成28年10月に当該畑を取得しております。申請地周囲の状況でございますが、通作距離は20kmで耕作道あり。受人の耕作地はなし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。法人としての農業経験はなし。地域農業への影響はありません。受人の労働力は、現在男2名、女1名ですが、繁忙期はアルバイトやボランティアを募集するそうです。農機具保有状況は、トラック、トラクター1台ですが、今後は軽トラック、薬剤散布機、乗用モアを各1台購入予定だそうです。

3条 32 番

続きまして32番ですが、調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方のためということです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、渡人は平成28年10月に畑を売却、受人は平成29年5月に畑と田を取得しております。申請地周囲の状況でございますが、通作距離3km。耕作道あり。受人の耕作地はなし。休耕地・山林地なし。農業経験2年、地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男8人、女4人で、うち農業専従者は男2人、女2人でございます。それ以外の8人は全て子どもです。農機具保有状況ですが、トラクター2台、田植機1台、軽トラック2台を所有しております。

3条 33 番

続きまして、33番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離1km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験39年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員は男3人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女2人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスターを各1台所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長	松橋委員。
松橋委員	29 番ですが、面積が 930 m ² のうち 300 m ² となっておりますが、受人は規模拡大で、渡人は高齢ですし、自宅から畑まで距離があるようなので、なぜ全部借りることにならなかったのか、分かったら教えてください。
谷地委員	渡人も受人からの要望があり、少しずつ貸していきたいということでした。
松橋委員	姉弟なので、管理はしっかりやってくれるとは思いますが、どうせなら全部と思ったものでした。
会長	930 m ² のうち 300 m ² だけだったので、そういう疑問を持たれたと思いますが、だんだんということだと思います。よろしいでしょうか。
松橋委員	はい。
会長	その他ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	ご質疑等なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 3 会長	次に、日程第 3、議案第 19 号、平成 29 年度第 5 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場委員が当事者となっている事案がございます。 これは、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、当該事案に係る審議を先に行うこととし、その間、馬場委員は退席願います。
	(馬場委員退席)
会長 事務局	それでは、事務局から説明願います。 事務局の深堀から、議案第 19 号、平成 29 年度第 5 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。 今回の利用権設定件数は賃貸借 3 件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 2 名、貸し手 3 名で、利用権設定面積は 15,789 m ² でございます。 それでは、馬場委員が関係する事案 2 件を説明いたします。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積 1 番、2 番	番号 1 番、番号 2 番の利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、

10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当たり年間 5,000 円でございます。

公告年月日は、平成 29 年 8 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

馬場委員の入室をお願いいたします。

(馬場委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

事務局

引き続き、事務局の深堀から説明いたします。資料 5 ページをご覧ください。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 3 番

番号 3 番は、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10a 当たり年間 3,000 円でございます。

公告年月日は、平成 29 年 8 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 20 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局

事務局の深堀から、議案第 20 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料 7 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 1 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 7,294 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている、公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲

載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の案件は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号3番に関連する案件でございます。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間3,000円でございます。借り手の決定期理由は、複数いる借り手のうち、条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第21号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

谷地委員
5条16番、17番

谷地から報告します。

16番と17番ですが、宅地に転用する部分と、通路に転用する部分に分かれた申請ですので、まとめてご説明します。渡人の住所、氏名、職業及び受人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。転用目的ですが、住宅1棟建築です。態様別は売買で、資金調達計画は自己資金と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要で、事前相談済み、埋蔵文化財区域外です。被害防除措置ですが、下水道へ接続するという事で、問題ないと思います。立地条件は、八戸北高校から南側約350mで、畑も少しありますが、周りはほとんど宅地です。市道に面しており、第3種農地。権利調整措置は、仮登記や抵当権等、問題ございません。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は、全てなしとなっております。

5条18番

次に、18番ですが、調査には、受人、渡人ともに、代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。転用目的は、太陽光発電設備施設です。立地条件は、八戸聖ウルスラ学院から南側約290mに位置するところがございます。周囲の状況ですが、住宅、畑、原野に囲まれております。道路はありませんが、通行を承諾された土地を通過して市道に通じております。埋蔵文化財区域で、土を掘れない場所なので、通常の設定とは異なりますが、風速34mまで耐えられる重さのコンクリートの上に設置し、雪も70cmの積雪ま

で耐えられるそうです。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

三浦委員

はい。

会長

三浦委員。

三浦委員

18番についてですが、誰が管理をするのでしょうか。

谷地委員

管理は受人の会社がするのですが、この会社の代理業者が地元の会社ですので、その業者が行うそうです。

会長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の深堀から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号72番から資料12ページ番号77番までの計6件となっております。権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7
会長

次に、日程第7、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の7月分でございます。

資料の13ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条98番
5条99番
5条100番

番号98番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号99番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。
番号100番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。

5条101番、102番
5条103番

番号101番、102番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号103番、転用目的は駐車場でございます。
次ページをご覧ください。

5条104番、105番
5条106番

番号104番、105番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号106番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。
次ページをお開き願います。

5条107番
5条108番、109番

番号107番、転用目的は物置1棟建築でございます。
番号108番、109番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをご覧ください。

5条110番、111番
5条112番

番号110番、111番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号112番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。

5条113番、114番
5条115番

番号113番、114番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号115番、転用目的は敷地拡張でございます。
次ページをご覧ください。

5条116番
5条117番

番号116番、転用目的は駐車場でございます。
番号117番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8
会長
事務局

次に、日程第8、報告第3号、農地改良届出についてを議題といたします。
事務局から報告願います。

事務局の深堀からご報告いたします。資料の21ページをお開き願います。
届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりで

改良届出7番

ございます。

番号7番。着工年月日は平成29年8月1日で、使用した土の採取場所は、大字尻内町字正法寺地内でございます。届出年月日、受理年月日は、平成29年7月20日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。